

# 第1回嬉野市議会定例会議案

令和4年3月1日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
1	令和4年3月1日	議決事件に該当しない契約の報告について	1

議案番号	提出年月日	議案名	頁
5	令和4年3月1日	嬉野市道の駅等の設置及び管理に関する条例について	6
6	〃	嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	14
7	〃	嬉野市税条例の一部を改正する条例について	16
8	〃	嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	18
9	〃	嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について	21
10	〃	令和3年度嬉野市一般会計補正予算(第15号)	別冊
11	〃	令和3年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	〃
12	〃	令和3年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	〃
13	〃	令和3年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第3号)	〃
14	〃	令和3年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第2号)	〃
15	〃	令和3年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算(第2号)	〃
16	〃	令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算(第2号)	〃
17	〃	令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算(第3号)	〃
18	〃	令和4年度嬉野市一般会計予算	〃
19	〃	令和4年度嬉野市国民健康保険特別会計予算	〃
20	〃	令和4年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算	〃
21	〃	令和4年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算	〃
22	〃	令和4年度嬉野市下水道事業会計予算	〃

諮問 番号	提出年月日	諮 問 名	頁
1	令和4年3月1日	人権擁護委員候補者の推薦について	23
2	〃	人権擁護委員候補者の推薦について	24

## 議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成26年嬉野市条例第41号）第2条の規定により下記のとおり報告する。

令和4年 3月1日 提出

嬉野市長 村上 大祐

## 記

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和4年 第1回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
1	総務・防災課	令和3年度 有蓋防火水槽（美野辺田地区）設置工事	嬉野市塩田町大字五町田乙地内	6,787,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	令和3年12月24日	令和3年12月24日 ～ 令和4年2月28日
2	財政課	塩田庁舎1階トイレ洋式化工事	嬉野市役所塩田庁舎内	1,712,700	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4番地2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	令和3年12月23日	令和3年12月23日 ～ 令和4年3月31日
3	企画政策課	令和3年度 嬉野市コミュニティーセンター外壁等改修工事	楠風館	9,889,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	令和3年12月2日	令和3年12月2日 ～ 令和4年2月28日
4	農業政策課	令和3年度 ハウス団地基盤整備事業 宮ノ元地区(2工区)工事	嬉野市塩田町大字馬場下地内	17,820,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	令和4年1月26日	令和4年1月26日 ～ 令和4年3月31日
5	建設課	3補第13号 市道北下久間塩吹線道路補修工事	塩田町大字馬場下	2,244,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字久間丁3996 渡辺技建 渡邊 幸一	令和4年1月17日	令和4年1月17日 ～ 令和4年2月28日
6	建設課	3改第6号 市道長野線舗装改良工事	嬉野町大字不動山	2,090,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和4年1月28日	令和4年1月28日 ～ 令和4年3月18日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

令和4年第1回定例会	番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
	7	建設課	3年災第210号 市道下岩屋線道路災害復旧工事	嬉野町大字岩屋川内	7,920,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株)嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和4年2月2日	令和4年2月2日 ～ 令和4年3月25日
	8	建設課	3年災第209号 市道北向線道路災害復旧工事	嬉野町大字不動山	35,970,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	令和4年2月1日	令和4年2月1日 ～ 令和4年3月25日
	9	環境下水道課	令和3年度 公下第4号 下岩屋地区舗装復旧工事	嬉野市嬉野町大字下野、岩屋川内地内	29,700,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	令和3年11月17日	令和3年11月17日 ～ 令和4年2月25日
	10	環境下水道課	令和3年度 公下第5号 下岩屋地区舗装復旧工事	嬉野町大字岩屋川内地内	41,250,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株)嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和3年11月17日	令和3年11月17日 ～ 令和4年3月11日
	11	環境下水道課	令和3年度 公下第7号 下岩屋地区舗装復旧工事	嬉野町大字岩屋川内地内	7,920,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株)嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和4年1月17日	令和4年1月17日 ～ 令和4年3月18日
	12	環境下水道課	令和3年度 嬉野市営浄化槽事業 R3-098号浄化槽設置工事	塩田町大字久間地内	2,497,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲1836 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高島 義孝	令和3年12月23日	令和3年12月23日 ～ 令和4年2月28日
	13	環境下水道課	令和3年度 嬉野市営浄化槽事業 R3-099号浄化槽設置工事	嬉野町大字吉田地内	3,025,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西 義広	令和3年12月23日	令和3年12月23日 ～ 令和4年2月28日
	14	環境下水道課	令和3年度 嬉野市営浄化槽事業 R3-097-1号浄化槽設置工事	塩田町大字大草野地内	4,070,000	随意契約	福岡県福岡市博多区博多駅南4-2-10 フジクリーン工業(株)福岡支店 支店長 愛知 和巳	令和3年11月15日	令和3年11月15日 ～ 令和4年1月31日
	15	環境下水道課	令和3年度 嬉野市営浄化槽事業 R3-097-2号浄化槽設置工事	塩田町大字大草野地内	3,905,000	随意契約	福岡県福岡市博多区博多駅南4-2-10 フジクリーン工業(株)福岡支店 支店長 愛知 和巳	令和3年11月15日	令和3年11月15日 ～ 令和4年1月31日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
令和4年第1回 定例会								
16	新幹線・まちづくり課	令和3年度(R2線越) 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 1号緑地造成工事	嬉野町大字下宿地内	3,300,000	随意契約	藤津郡太良町大字多良1815番地 増田建設(株) 代表取締役 増田 正弘	令和3年11月15日	令和3年11月15日 ～ 令和4年3月25日
17	新幹線・まちづくり課	令和3年度 都市構造再編集中支援事業 東口交通広場シェルター建築工事	嬉野町大字下宿地内	33,418,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字久間甲477番地1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内 学	令和4年1月24日	令和4年1月24日 ～ 令和4年3月25日
18	新幹線・まちづくり課	令和3年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業嬉野温泉駅西口交通広場整備工事	嬉野町大字下宿地内	44,000,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065番地1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	令和4年1月25日	令和4年1月25日 ～ 令和4年3月25日
19	新幹線・まちづくり課	令和3年度(R2線越) 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業嬉野温泉駅東口交通広場舗装工事	嬉野町大字下宿地内	22,550,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218番地2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和4年2月2日	令和4年2月2日 ～ 令和4年3月18日
20	農林整備課	令和3年度 地域農業水利施設ストックマネジメント事業式浪頭首工整備補修工事	嬉野市嬉野町大字下野地内	15,345,000	指名競争入札	佐賀県鹿島市高津原4026-1 大和塗装(株) 代表取締役 平野芳憲	令和3年12月14日	令和3年12月14日 ～ 令和4年3月14日
21	農林整備課	令和3年度 団体営農道整備事業 指定農道五町田中村線舗装改修工事	嬉野市塩田町大字五町田地内	33,110,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	令和4年1月26日	令和4年1月26日 ～ 令和4年3月31日
22	農林整備課	令和3年度 農林地崩壊防止事業 広瀬地区工事	嬉野市嬉野町大字下野地内	4,422,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和4年1月27日	令和4年1月27日 ～ 令和4年3月25日
23	農林整備課	令和3年度 農林地崩壊防止事業 永尾地区工事	嬉野市嬉野町大字下野地内	2,442,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和4年1月27日	令和4年1月27日 ～ 令和4年3月25日
24	農林整備課	令和3年度 広川原キャンプ場源水引込管及び給水管布設替工事	嬉野市嬉野町大字吉田地内	5,775,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙546 (有)山中 代表取締役 山中 岩男	令和4年1月28日	令和4年1月28日 ～ 令和4年3月18日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和4年 第1回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
25	農林整備課	令和3年度(R2線)地域農業水利施設ストックマネジメント事業馬場下排水機場吐出ゲート設備補修工事	嬉野市塩田町大字馬場下地内	4,400,000	指名競争入札	佐賀市伊勢町15-1 (株)ミゾタ 取締役社長 井田 建	令和4年1月31日	令和4年1月31日 ～ 令和4年3月14日
26	農林整備課	令和3年度(R2線)地域農業水利施設ストックマネジメント事業馬場下排水機場機械設備補修工事	嬉野市塩田町大字馬場下地内	3,080,000	指名競争入札	佐賀市唐人2丁目5-8 (株)西島製作所 佐賀支店 支店長 矢倉 俊宏	令和4年1月28日	令和4年1月28日 ～ 令和4年3月14日
27	農林整備課	令和2年災 209-6号 峰松農地災害復旧工事	嬉野市嬉野町大字岩屋川内地内	2,090,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	令和4年1月17日	令和4年1月17日 ～ 令和4年3月15日
28	農林整備課	令和2年災 209-1号 太田昭農地災害復旧工事 令和2年災 209-119号 下岩屋水路災害復旧工事	嬉野市嬉野町大字岩屋川内地内	2,255,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株)嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和4年1月17日	令和4年1月17日 ～ 令和4年3月15日
29	農林整備課	令和2年災 209-102号 西川内水路災害復旧工事	嬉野市嬉野町大字吉田地内	4,939,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株)嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和4年1月17日	令和4年1月17日 ～ 令和4年3月15日
30	農林整備課	令和2年災 209-101号 野仁田農道災害復旧工事	嬉野市嬉野町大字岩屋川内地内	18,040,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	令和4年1月18日	令和4年1月18日 ～ 令和4年3月15日
31	農林整備課	令和2年災 209-109号 両岩水路災害復旧工事	嬉野市嬉野町大字吉田地内	4,730,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	令和4年2月1日	令和4年2月1日 ～ 令和4年3月15日
32	教育総務課	令和3年度 嬉野小学校プール循環ろ過装置取替工事	嬉野町大字下宿 地内	13,640,000	指名競争入札	佐賀市北川副町江上186-1 (株)アイワ 代表取締役 福岡 龍一郎	令和3年12月1日	令和3年12月1日 ～ 令和4年3月25日
33	教育総務課	令和3年度 吉田小学校多目的室空調設備新設工事	嬉野町大字吉田 地内	4,290,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	令和3年12月1日	令和3年12月1日 ～ 令和4年3月31日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和4年 第1回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
34	教育総務課	令和3年度 大規模改造（障害）吉田小学校特別支援教室増設工事	嬉野町大字 吉田 地内	5,071,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲5706-12 (株)村田建設 代表取締役 村田 茂	令和4年1月20日	令和4年1月20日 ～ 令和4年3月31日
35	教育総務課	令和3年度 嬉野中学校多目的室空調設備新設工事	嬉野町大字 下宿 地内	2,970,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	令和3年12月1日	令和3年12月1日 ～ 令和4年3月31日
36	教育総務課	令和3年度 大規模改造（障害）塩田中学校特別支援教室増設工事	塩田町大字 馬場下 地内	7,920,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下丙182 (有)湯谷建設 代表取締役 湯谷 和也	令和4年1月25日	令和4年1月25日 ～ 令和4年3月31日
37	教育総務課	令和3年度 街なみ環境整備事業 御蔵井戸・本應寺消火栓設置工事	塩田町大字 馬場下 地内	13,178,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	令和4年1月14日	令和4年1月14日 ～ 令和4年3月22日

- ・履行の場所：庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・契約の金額：消費税を含む契約総額
- ・契約の方法：一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別



議案第5号

嬉野市道の駅等の設置及び管理に関する条例について

嬉野市道の駅等の設置及び管理に関する条例を別紙のように制定する。

令和4年3月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市道の駅等の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市道の駅等の設置及び管理に関する条例

### (設置)

第1条 国が設置する休憩・情報発信施設と連携し、道路利用者に良好な休憩の場、道路情報等を提供するとともに、観光等の地域情報の発信により市民と来訪者との交流を促進し、地域の振興及び活性化を図るため、また、嬉野温泉駅利用者の利便性の向上のため、道の駅（国道区域を除く。以下同じ。）及び嬉野温泉駅周辺施設（以下「道の駅等」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 道の駅等の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 うれしの まるく
- (2) 位置 嬉野市嬉野町大字下宿 地内

### (道の駅)

第3条 道の駅に次に掲げる施設を置く。

- (1) 観光・交流施設
- (2) 交通広場
- (3) 公園
- (4) 電気自動車用急速充電施設その他前3号に附帯する施設

### (嬉野温泉駅周辺施設)

第4条 嬉野温泉駅周辺施設に次に掲げる施設を置く。

- (1) 交通広場
- (2) 駐車場
- (3) 緑地
- (4) 前3号に附帯する施設

### (開館時間)

第5条 道の駅等の開館時間は、規則で定める。

### (休館日)

第6条 道の駅等は年中無休とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館することができる。

### (事業)

第7条 道の駅等において行う事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路利用者への休憩の場の提供に関する事業

- (2) 道路情報及び観光情報並びに地域情報の発信及び提供に関する事業
  - (3) 市民と来訪者との交流の促進に関する事業
  - (4) 嬉野温泉駅利用者の利用促進に関する事業
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、道の駅等の設置の目的を達成するために必要な事業
- (行為の禁止)

第8条 道の駅等においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設、設備等を毀損し、又は滅失するおそれがある行為
- (3) 政治活動、宗教活動その他これらに類似する行為
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になる行為
- (5) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (6) 前条に掲げる事業の実施に係るものを除き、車両を長時間継続して駐車する行為
- (7) 利用者の妨げとなる集会その他の行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障となる行為

(利用の許可)

第9条 別表第1に掲げる道の駅等の施設（電気自動車用急速充電器を除く。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、道の駅等の管理又は運営上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る道の駅等の利用が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可してはならない。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可の内容を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者がこの条例の規定又はこの条例に基づく規則の規定若しくは市長の指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 天災地変その他の避けることができない理由があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が道の駅等の管理運営上支障があると認めるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(目的外利用及び権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、許可を受けた利用目的以外に道の駅等を利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第12条 利用者は、市長が定める期日までに別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない事由により道の駅等を利用できないと市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(販売手数料)

第13条 販売手数料の額は、別表第2に定める額のとおりとする。

2 市長は、第17条の規定により道の駅等の管理を指定管理者に行わせる場合は、前項に規定する販売手数料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(使用料及び販売手数料の減免)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、使用料（電気自動車用急速充電器の使用料を除く。）及び販売手数料を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備等の利用)

第15条 利用者は、道の駅等の利用に当たって、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(入場の制限)

第16条 市長は、道の駅等の入場者が、第8条各号のいずれかに該当する行為を行ったとき又はそのおそれがあるときは、その者に退場を命じ、又はその者の入場を拒絶することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に道の駅等の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、道の駅等の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、道の駅等の開館時間を変更し、又は休館日を変更することができる。

3 第1項の規定により、道の駅等の管理を指定管理者に行わせる場合は、第9条、第10条及び第12条から前条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条及び第14条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第18条 指定管理者の指定の手続については、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成18年嬉野市条例第63号）の定めるところによる。

(指定管理者の業務)

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第7条に掲げる事業に関する業務
- (2) 道の駅等の利用の許可に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金の額)

第20条 第17条第3項の規定により読み替えて適用する第12条第1項に規定する利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

(原状回復義務)

第21条 利用者は、その利用が終わったとき又は第10条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちにその利用に係る施設、設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を

得たときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第22条 故意又は過失により施設、設備等を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(指定管理業務の開始等に伴う特例)

- 3 指定管理者が道の駅等の管理に関する業務を開始する場合において、当該指定管理者が当該業務を開始する日前に、道の駅等の管理運営に関し当該指定管理者以外のものに対して行われた申請又は当該指定管理者以外のものが行った処分等は、当該指定管理者に対して行われた申請又は当該指定管理者が行った処分とみなす。

別表第1（第9条、第12条、第20条関係）

施設名	区分		使用料
観光・交流施設	多目的交流 スペース	1区画	500円/時間
観光・交流施設 以外の施設（屋 外）（駐車場を 除く。）	1区画	平日	1日当たりの売上額の20%又は 3,000円のいずれか高い額の 範囲で市長が定める額
		休日等	1日当たりの売上額の20%又は 5,000円のいずれか高い額の 範囲で市長が定める額
	1街区	平日	1日当たりの売上額の20%又は 30,000円のいずれか高い額 の範囲で市長が定める額
		休日等	1日当たりの売上額の20%又は 50,000円のいずれか高い額 の範囲で市長が定める額
電気自動車用急速充電施設			1回（30分以内）につき500 円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 「平日」とは月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）をいい、「休日等」とは平日以外の日をいう。
- 4 観光・交流施設の1区画はおおむね10平方メートルを標準とし、観光・交流施設以外の施設の1区画はおおむね20平方メートルを標準とする。また、区画

数については、市長が定めるものとする。

- 5 利用者が複数の区画を使用する場合には、1区画当たりの使用料額に使用する区画数を乗じた額を上限額とする。

別表第2（第13条関係）

施設名	販売手数料
観光・交流施設	売上高の30%の範囲で市長が定める額

備考 販売手数料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。



議案第6号

嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成18年嬉野市条例第35号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 非常勤職員の育児休業の取得要件等の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備をするため、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成18年嬉野市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第17条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2） 育児休業に関する相談体制の整備
- （3） その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第7号

嬉野市税条例の一部を改正する条例について

嬉野市税条例(平成18年嬉野市条例第51号)の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 商品軽自動車の課税免除を適用するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市税条例の一部を改正する条例

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第81条の8の次に次の1条を加える。

（種別割の課税免除）

第81条の9 軽自動車等のうち、商品であって使用しないものに対しては、種別割を免除することができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第8号

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある

## 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条の2の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 885円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6, 475円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10, 360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12, 950円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 990円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 650円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 640円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3, 300円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第4項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第9号

嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について

嬉野市営住宅条例（平成18年嬉野市条例第142号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 民法（明治29年法律第89号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。



嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例

嬉野市営住宅条例（平成18年嬉野市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2926番地

氏 名 宮園 美也子

昭和35年5月18日生

令和4年3月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲4724番地15

氏 名 大曲 康智

昭和33年5月8日生

令和4年3月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。

令和3年度 嬉野市一般会計補正予算（第15号）

令和3年度嬉野市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325,149千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,522,101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

## 歳入歳出予算補正

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		2,326,367	167,553	2,493,920
	1 市民税	856,884	174,284	1,031,168
	5 入湯税	45,736	△6,731	39,005
2 地方譲与税		84,400	168	84,568
	3 森林環境譲与税	16,400	168	16,568
6 法人事業税交付金		12,643	4,766	17,409
	1 法人事業税交付金	12,643	4,766	17,409
7 地方消費税交付金		513,000	101,871	614,871
	1 地方消費税交付金	513,000	101,871	614,871
8 環境性能割交付金		8,100	△2,445	5,655
	1 環境性能割交付金	8,100	△2,445	5,655
11 地方交付税		4,774,346	285,810	5,060,156
	1 地方交付税	4,774,346	285,810	5,060,156
13 分担金及び負担金		171,631	△79,387	92,244
	1 分担金	77,402	△68,532	8,870
	2 負担金	94,229	△10,855	83,374
14 使用料及び手数料		250,896	△4,257	246,639
	1 使用料	47,120	△4,057	43,063
	2 手数料	203,776	△200	203,576
15 国庫支出金		3,983,374	△42,122	3,941,252
	1 国庫負担金	2,237,892	△39,065	2,198,827
	2 国庫補助金	1,740,349	△3,057	1,737,292
16 県支出金		1,741,736	640,985	2,382,721
	1 県負担金	776,153	△4,420	771,733

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 県補助金	906,113	648,856	1,554,969
	3 委託金	59,470	△3,451	56,019
17 財産収入		125,157	17,052	142,209
	1 財産運用収入	22,292	74	22,366
	2 財産売払収入	102,865	16,978	119,843
18 寄附金		3,305,492	6,664	3,312,156
	1 寄附金	3,305,492	6,664	3,312,156
19 繰入金		2,221,843	△443,911	1,777,932
	1 特別会計繰入金	64,398	3,237	67,635
	2 基金繰入金	2,157,445	△447,148	1,710,297
21 諸収入		521,858	△11,267	510,591
	1 延滞金、加算金及び過料	1,500	1,500	3,000
	5 雑入	295,745	△12,767	282,978
22 市債		1,445,958	△316,331	1,129,627
	1 市債	1,445,958	△316,331	1,129,627
歳入	合計	22,196,952	325,149	22,522,101

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		151,695	△6,100	145,595
	1 議会費	151,695	△6,100	145,595
2 総務費		5,700,837	382,144	6,082,981
	1 総務管理費	5,388,335	389,101	5,777,436
	2 徴税費	141,922	△1,318	140,604
	3 戸籍住民基本台帳費	83,558	△1,825	81,733
	4 選挙費	59,253	△3,361	55,892
	5 統計調査費	8,582	△44	8,538
	6 監査委員費	19,187	△409	18,778
3 民生費		6,579,214	△230,151	6,349,063
	1 社会福祉費	3,021,808	28,724	3,050,532
	2 児童福祉費	2,843,875	△182,481	2,661,394
	3 生活保護費	668,230	△44,194	624,036
	4 災害救助費	45,301	△32,200	13,101
4 衛生費		1,443,419	△36,244	1,407,175
	1 保健衛生費	541,135	△9,190	531,945
	2 清掃費	808,216	△27,054	781,162
6 農林水産業費		1,355,287	719,273	2,074,560
	1 農業費	1,262,179	724,176	1,986,355
	2 林業費	92,958	△4,903	88,055
7 商工費		757,512	△71,698	685,814
	1 商工費	757,512	△71,698	685,814
8 土木費		1,725,131	17,443	1,742,574
	1 土木管理費	63,693	△614	63,079

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	336,866	27,551	364,417
	3 河川費	26,099	△1,000	25,099
	4 都市計画費	1,209,006	△6,121	1,202,885
	5 住宅費	6,980	△153	6,827
	6 新幹線費	82,487	△2,220	80,267
9 消防費		533,066	△14,094	518,972
	1 消防費	533,066	△14,094	518,972
10 教育費		1,126,020	△34,934	1,091,086
	1 教育総務費	210,383	△2,772	207,611
	2 小学校費	234,113	△6,845	227,268
	3 中学校費	119,660	△3,753	115,907
	4 社会教育費	328,875	△10,711	318,164
	5 保健体育費	232,989	△10,853	222,136
11 災害復旧費		1,395,832	△400,490	995,342
	1 農林水産施設災害復旧費	700,911	△391,594	309,317
	2 公共土木施設災害復旧費	694,921	△8,896	686,025
歳	出	合	計	
		22,196,952	325,149	22,522,101



## 第 2 表 継続費補正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
3 民生費	1 社会福祉費	地域福祉計画作成業務	5,104	令和3年度	2,167	4,620	令和3年度	2,167
				令和4年度	2,937		令和4年度	2,453
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	地すべり調査観測測量設計業務(永尾地区)	33,000	令和2年度	19,000	37,000	令和2年度	19,000
				令和3年度	14,000		令和3年度	6,000
							令和4年度	12,000

第 3 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	300,579
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金事業	1,002
4 衛生費	1 保健衛生費	環境衛生整備事業	616
6 農林水産業費	1 農業費	農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業	280
6 農林水産業費	1 農業費	産地生産基盤パワーアップ事業	908,700
6 農林水産業費	1 農業費	ハウス団地基盤整備事業	30,201
6 農林水産業費	1 農業費	営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業	110
6 農林水産業費	1 農業費	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	14,509
6 農林水産業費	1 農業費	排水機場維持管理費	5,800
6 農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	25,810
6 農林水産業費	1 農業費	基幹農道整備事業	51,211
6 農林水産業費	1 農業費	農業用施設整備事業	8,738
6 農林水産業費	1 農業費	農業基盤整備促進事業	10,270
6 農林水産業費	2 林業費	農林地崩壊防止事業	8,438
7 商工費	1 商工費	源泉集中管理事業	10,640
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道新設改良事業	19,100
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業(市道調査・改良)	74,498

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンス事業	14,300
8	土木費	3 河川費	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	13,000
8	土木費	4 都市計画費	宅地耐震化推進事業	5,500
8	土木費	4 都市計画費	都市構造再編集中支援事業(都市再生整備)	508,000
8	土木費	4 都市計画費	嬉野温泉駅周辺整備事業	95,000
9	消防費	1 消防費	防火水槽整備	6,300
10	教育費	2 小学校費	特別支援教室整備事業(吉田小)	5,400
10	教育費	3 中学校費	特別支援教室整備事業(塩田中)	8,300
10	教育費	4 社会教育費	街なみ環境整備事業	8,337
11	災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年農地・施設災害復旧事業	168,476
11	災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年林道災害復旧事業	83,541
11	災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現年公共土木施設災害復旧事業	551,970

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額		
			補正前	補正後	
10	教育費	4 社会教育費	伝統的建造物群保存対策事業	40,454	56,254

議案第 11 号

令和 3 年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 85,915 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,723,284 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の廃止は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

## 歳入歳出予算補正

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1	3,472	3,473
	1 国庫補助金	1	3,472	3,473
4 県支出金		2,699,637	77,102	2,776,739
	1 県補助金	2,699,637	77,102	2,776,739
6 繰入金		293,523	5,342	298,865
	1 他会計繰入金	286,125	5,342	291,467
9 市債		1	△1	0
	1 財政安定化基金貸付金	1	△1	0
歳入	合計	3,637,369	85,915	3,723,284

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		56,064	△780	55,284
	1 総務管理費	51,729	△780	50,949
2 保険給付費		2,587,207	74,343	2,661,550
	1 療養諸費	2,221,225	58,925	2,280,150
	2 高額療養費	354,939	15,101	370,040
	6 傷病手当金	176	317	493
3 国民健康保険事業費納付金		847,535	△5,117	842,418
	2 後期高齢者支援金等	150,097	△2,998	147,099
	3 介護納付金	54,628	△2,119	52,509
5 基金積立金		49,872	14,232	64,104
	1 基金積立金	49,872	14,232	64,104
9 諸支出金		52,424	3,237	55,661
	2 繰出金	27,048	3,237	30,285
歳 出	合 計	3,637,369	85,915	3,723,284

## 第 2 表 地方債補正

(廃止)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	備 考
国民健康保険事業 (財政安定化基金貸付金)	千円 1	普通貸借又は 証券発行	無利子	佐賀県国民健康保険財政安定 化基金条例に定められた融資 条件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換えする ことができる。	千円 —	—	—	—	財源振替

令和 3 年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度嬉野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5, 0 9 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 7 9, 8 8 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐



## 歳入歳出予算補正

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		128,799	△5,090	123,709
	1 一般会計繰入金	128,799	△5,090	123,709
歳入	合計	384,976	△5,090	379,886

## (歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		379,344	△5,090	374,254
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	379,344	△5,090	374,254
歳出	合計	384,976	△5,090	379,886

令和3年度 嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

令和3年度嬉野市の農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,341千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ408,915千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

## 歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,600	7,370	9,970
	1 国庫補助金	2,600	7,370	9,970
4 繰入金		317,461	△178	317,283
	1 他会計繰入金	317,461	△178	317,283
6 諸収入		701	649	1,350
	1 雑入	701	649	1,350
7 市債		7,900	△1,500	6,400
	1 市債	7,900	△1,500	6,400
歳入	合計	402,574	6,341	408,915

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		137,281	6,341	143,622
	1 事業費	137,281	6,341	143,622
歳出	合計	402,574	6,341	408,915

## 第 2 表 継続費補正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 事業費	1 事業費	公営企業法適化移行支援業務	15,300	令和元年度	2,700	14,018	令和元年度	2,700
				令和2年度	6,900		令和2年度	6,900
				令和3年度	5,700		令和3年度	4,418

第 3 表 繰越明許費

(単位：千円)			
款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	農業集落排水施設維持管理適正化計画策定業務	7,623

## 第 4 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営企業会計適用事業	千円 7,900	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率見直しを行った後に おいては、当該見直し後の利 率)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者と 協定するものによる。ただ し、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることがで きる。	千円 6,400	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ



令和3年度 嬉野都市計画下水道事業  
嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）

令和3年度嬉野市の嬉野都市計画下水道事業公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,012千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ523,060千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

## 歳入歳出予算補正

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		3,750	1,700	5,450
	1 負担金	3,750	1,700	5,450
2 使用料及び手数料		92,133	△2,005	90,128
	1 使用料	91,988	△2,005	89,983
5 繰入金		178,403	△107	178,296
	1 繰入金	178,403	△107	178,296
8 市債		156,400	△600	155,800
	1 市債	156,400	△600	155,800
歳入	合計	524,072	△1,012	523,060

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		361,902	△1,012	360,890
	1 事業費	361,902	△1,012	360,890
歳出	合計	524,072	△1,012	523,060

## 第 2 表 継続費補正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 事業費	1 事業費	公営企業法適化移行支援業務	15,400	令和元年度	2,700	14,088	令和元年度	2,700
				令和2年度	6,900		令和2年度	6,900
				令和3年度	5,800		令和3年度	4,488

第 3 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
脱水汚泥・し渣(収集・運搬・処分)に係る委託料	令和4年度	予算で定める額

## 第 4 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営企業会計適用事業	千円 7,200	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる政府資金及び地方公共 団体金融機構資金について、利 率見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者と 協定するものによる。ただ し、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることがで きる。	千円 6,600	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和3年度 嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第2号）

令和3年度嬉野市の浄化槽特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,153千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180,022千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

## 歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		12,890	△1,070	11,820
	1 分担金	12,890	△1,070	11,820
2 使用料及び手数料		25,305	40	25,345
	1 使用料	25,145	40	25,185
3 国庫支出金		47,580	△3,779	43,801
	1 国庫補助金	47,580	△3,779	43,801
4 繰入金		39,711	256	39,967
	1 繰入金	39,711	256	39,967
7 市債		53,600	△4,600	49,000
	1 市債	53,600	△4,600	49,000
歳入	合計	189,175	△9,153	180,022



(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		172,630	△9,153	163,477
	1 事業費	172,630	△9,153	163,477
歳出	合計	189,175	△9,153	180,022

## 第 2 表 継続費補正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 事業費	1 事業費	公営企業法適化移行支援業務	15,300	令和元年度	2,700	13,958	令和元年度	2,700
				令和2年度	6,900		令和2年度	6,900
				令和3年度	5,700		令和3年度	4,358

第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
浄化槽事業	千円 45,700	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 42,800	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
公営企業会計適用事業	7,900	”	”	”	6,200	”	”	”

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1歳入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 分担金	12,890	△1,070	11,820	1 加入者分担金	△1,070	加入者分担金 △1,070
計	12,890	△1,070	11,820			

令和3年度 嬉野市嬉野都市計画事業  
嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）

令和3年度嬉野市の嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,435千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,607千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

## 歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		604	10,435	11,039
	1 財産売払収入	1	10,679	10,680
	2 財産運用収入	603	△244	359
2 繰入金		3,547	△423	3,124
	1 一般会計繰入金	3,547	△423	3,124
4 諸収入		1	423	424
	1 雑入	1	423	424
歳入	合計	35,172	10,435	45,607

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		26,937	10,435	37,372
	1 繰出金	26,937	10,435	37,372
歳出	合計	35,172	10,435	45,607

令和3年度 嬉野市嬉野都市計画事業  
嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）

令和3年度嬉野市の嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,357千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320,256千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月1日提出

嬉野市長 村上 大祐



## 歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 県支出金		10,157	△2,824	7,333
	1 県補助金	10,157	△2,824	7,333
4 繰入金		158,551	△6,833	151,718
	1 一般会計繰入金	158,551	△6,833	151,718
6 市債		61,200	2,300	63,500
	1 市債	61,200	2,300	63,500
歳入	合計	327,613	△7,357	320,256

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費	1 都市計画費	274,461	△7,357	267,104
		274,461	△7,357	267,104

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 土木費	1 都市計画費	社会資本整備総合交付金事業(区画整理)	154,360
1 土木費	1 都市計画費	区画整理事業	81,380

### 第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 61,200	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内  (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率見直しを行った後 においては、当該見直し後の利 率)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者と 協定するものによる。ただ し、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることがで きる。	千円 63,500	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

## 令和4年度 嬉野市一般会計予算

令和4年度嬉野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,723,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	金	額
1 市税			2,481,147
	1 市民税		1,007,622
	2 固定資産税		1,150,763
	3 軽自動車税		105,448
	4 市町村たばこ税		171,008
	5 入湯税		46,306
2 地方譲与税			106,900
	1 地方揮発油譲与税		20,000
	2 自動車重量譲与税		66,000
	3 森林環境譲与税		20,900
3 利子割交付金			2,000
	1 利子割交付金		2,000
4 配当割交付金			4,000
	1 配当割交付金		4,000
5 株式等譲渡所得割交付金			4,000
	1 株式等譲渡所得割交付金		4,000
6 法人事業税交付金			25,097
	1 法人事業税交付金		25,097
7 地方消費税交付金			520,000
	1 地方消費税交付金		520,000
8 環境性能割交付金			8,100
	1 環境性能割交付金		8,100
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金			300
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金		300

(単位：千円)

款	項	金	額
10	地方特例交付金		12,000
	1 地方特例交付金		12,000
	○ 新型コロナウイルス感染症対策地方税減 収補填特別交付金		0
11	地方交付税		4,700,000
	1 地方交付税		4,700,000
12	交通安全対策特別交付金		3,100
	1 交通安全対策特別交付金		3,100
13	分担金及び負担金		93,595
	1 分担金		6,591
	2 負担金		87,004
14	使用料及び手数料		247,101
	1 使用料		45,477
	2 手数料		201,624
15	国庫支出金		2,151,720
	1 国庫負担金		1,843,854
	2 国庫補助金		302,431
	3 委託金		5,435
16	県支出金		1,335,194
	1 県負担金		780,604
	2 県補助金		474,225
	3 委託金		80,365
17	財産収入		29,674
	1 財産運用収入		28,670
	2 財産売払収入		1,004



(単位：千円)

款	項	金	額
18 寄附金			3,500,003
	1 寄附金		3,500,003
19 繰入金			1,697,171
	1 特別会計繰入金		3
	2 基金繰入金		1,697,168
20 繰越金			1
	1 繰越金		1
21 諸収入			414,497
	1 延滞金、加算金及び過料		2,000
	2 市預金利子		100
	3 貸付金元利収入		224,000
	4 受託事業収入		585
	5 雑入		187,812
22 市債			387,400
	1 市債		387,400
歳	入	合	計
			17,723,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金	額
1 議会費			152,723
2 総務費	1 議会費		152,723
	1 総務管理費		5,025,139
	2 徴税費		4,684,384
	3 戸籍住民基本台帳費		180,099
	4 選挙費		88,457
	5 統計調査費		45,115
	6 監査委員費		7,966
3 民生費			19,118
	1 社会福祉費		5,747,899
	2 児童福祉費		2,776,099
	3 生活保護費		2,408,162
	4 災害救助費		563,538
4 衛生費			100
	1 保健衛生費		1,259,952
	2 清掃費		424,006
	3 上水道費		742,714
5 労働費			93,232
	1 労働諸費		10,223
6 農林水産業費			10,223
	1 農業費		742,529
	2 林業費		667,495
	3 水産業費		74,854
			180

(単位：千円)

款	項	金	額
7	商工費		485,119
	1	商工費	485,119
8	土木費		1,401,669
	1	土木管理費	60,622
	2	道路橋りょう費	181,892
	3	河川費	5,409
	4	都市計画費	1,104,777
	5	住宅費	12,477
	6	新幹線費	36,492
9	消防費		451,762
	1	消防費	451,762
10	教育費		953,011
	1	教育総務費	214,654
	2	小学校費	203,963
	3	中学校費	86,632
	4	社会教育費	227,980
	5	保健体育費	219,782
11	災害復旧費		70,724
	1	農林水産施設災害復旧費	13,985
	2	公共土木施設災害復旧費	56,739
12	公債費		1,402,250
	1	公債費	1,402,250
13	予備費		20,000
	1	予備費	20,000
歳	出	合	計
			17,723,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	2 徴税費	路線価評価替時点修正業務	14,000	令和4年度	7,000
				令和5年度	7,000
3 民生費	1 社会福祉費	障がい者福祉計画策定業務	4,727	令和4年度	1,900
				令和5年度	2,827

### 第 3 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
嬉野市土地開発公社事業資金融資に対する債務保証	令和4年度から令和7年度まで	借入金1,411,000千円及びこれに対する利子(遅延利子を含む。)
嬉野市土地開発公社先行取得公共用地購入事業	令和4年度から令和7年度まで	先行取得公共用地の購入に要する経費1,411,000千円及びこれに対する利子(遅延利子を含む。)
移住促進事業	令和5年度から令和6年度まで	各年度の予算で定める額
コミュニティ活動保険料	令和5年度	予算で定める額
市報作成に係る委託料	令和5年度	予算で定める額
特別支援学校放課後児童健全育成事業に係る委託料	令和5年度から令和6年度まで	各年度の予算で定める額
市道維持補修業務	令和5年度	予算で定める額
県議会議員選挙費	令和5年度	予算で定める額

第 4 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農村地域防災減災事業	千円 2,200	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
指定農道ふるさと農道整備事業	千円 9,000	〃	〃	〃
地域農業水利ストックマネジメント事業	千円 7,000	〃	〃	〃
急傾斜地崩壊防止事業	千円 300	〃	〃	〃
学校施設空調設備改修事業	千円 3,900	〃	〃	〃
現年農地・施設災害復旧事業	千円 2,400	〃	〃	〃